平成２３年（フ）第８４号
山形県米沢市中田町846番地の７
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第９９号
山形県米沢市松が岬１丁目３番25号　コンフォール８―108号室、前住所山形県米沢市東大通１丁目１番158号　さくらコーポ101号室
債務者　大橋　健二
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１１６号
千葉県木更津市清川１丁目10番19号
債務者　鎌田　　清
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１８号
千葉県木更津市畑沢1053番地32
債務者　森岡　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１４４号
岐阜県大垣市藤江町１丁目３番地１　県営藤江住宅Ｆ３棟335
債務者　松岡　博幸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２０５２号
名古屋市守山区森孝４丁目516番地　三軒家住宅２棟101号
債務者　リビング21こと　村上　　理
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０５３号
名古屋市守山区森孝４丁目516番地　三軒家住宅２棟101号
債務者　村上　和代
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８号
愛知県西尾市一色町一色間浜畑42番地、従前の住所愛知県西尾市熊味町小松島58番地２
債務者　近藤　京子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
静岡県裾野市佐野1259番地の１　プロヴァンス201、従前の住所愛知県西尾市つくしが丘１丁目１番２号　第３つくしが丘社宅2408号室
債務者　石神　桃子（旧姓纐纈）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
愛知県額田郡幸田町大字大草字馬場43番地１　ハイツ大竹303号、旧住所愛知県岡崎市土井町字池田甲３番地
債務者　鈴木　寛子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
京都府京丹後市峰山町菅27番地の２
債務者　巽　恵津子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３９１号
愛知県碧南市日進町２丁目74番地　ル・シェール74―103号、前住所愛知県西尾市中畑町安左東11番地２
債務者　加藤　孝浩
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
愛知県碧南市栗山町１丁目61番地　棚尾マンション306号、従前の住所愛知県碧南市福清水町２丁目33番地６
債務者　杉浦　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１６号
岡山県津山市神戸21番地１
債務者　矢木美知子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１７号
岡山県津山市神戸21番地１
債務者　矢木　弓子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部